託児サービスの受入れ可能な児童数等について

訓練実施施設名：

訓練期間：令和　年　　月　　日　～　　月　　日

訓練科名：

上記訓練科の託児サービスの利用について、以下のとおりお知らせします。

（１）託児サービスの受入れ可能な児童数の上限は以下のとおりです（①又は②に○）

　　　①上限なし

　　　②上限あり（　　　名）

（２）上記（１）の人数を受入可能と判断した理由は以下のとおりです（①又は②に○）

　　　①利用可能な託児施設を広く設定したので、上記人数の受入が可能とみられるため。

　　　②託児施設に個別に確認を行い、受入可能である旨の確認が取れたため。

※必要に応じて加筆、訂正をして使用してください。